\ ご来所の際は事前のご予約をお願いしております /

ソーシャルファーム支援センター

相談・情報提供

ソーシャルファームの創設を 検討している事業者に向け、 創設に関する相談対応を行う ほか、都の認証基準・支援策、 ソーシャルファームの事例紹介 などの情報提供を行います

コンサルティング

認証または予備認証を受けた ソーシャルファームの課題や ニーズに対応した専門家を選 定し、経営や就労に困難を抱 える方の雇用に関するコンサ ルティングを実施します

マッチング会

認証または予備認証を受けた 事業所に対して、就労に困難 を抱える方の雇用や定着に向 け、支援機関等とのマッチン グの場を提供します

公益財団法人東京しごと財団 ソーシャルファーム支援センター

**** 03-5211-1600

利用時間

月~金

10:00 - 12:00 / 13:00 - 17:00

休館日

土・日・祝日・年末年始

東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階



TOKYO SOCIAL FIRM https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/

東口 徒歩3分



A2出口 徒歩2分

都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例【本文抜粋】

(前略)

こうした中、東京で展開してきた様々な就 労支援の取組に加え、自律的な経済活動を 行いながら、様々な理由から就労に困難を 抱える方が、必要なサポートを受け、他の従 業員と共に働く社会的企業の創設を後押しす る新しい視点も不可欠である。~(中略)~

(基本理念)

第3条 就労の支援は、都民一人一人が等し く尊重され、その個性と能力に応じた就労 を実現し、社会を構成する一員として誇りと 自信を持って活躍することを旨として、推進 されなければならない。

2 就労の支援は、都、都民、事業者等が │ が他の従業員と共に働いている社会的企業

相互に理解を深め、社会の一員として共に 活動しながら支え合うソーシャル・インクルー ジョンの考え方に立って、推進されなければ ならない。

~(中略)~

(ソーシャルファームの創設及び活動の促進) 第10条 都は、前章に定める就労の支援に 係る施策のほか、事業者による自律的な経 済活動の下、就労困難者と認められる者の 就労と自立を進めるため、事業からの収入 を主たる財源として運営しながら、就労困 難者と認められる者を相当数雇用し、その 職場において、就労困難者と認められる者 (以下「ソーシャルファーム」という。)の 創設及び活動の促進を通じて、就労の支援 を効果的に実施するものとする。

(認証等)

第11条 都は、ソーシャルファームの創設 及び活動を支援するため、支援対象となる ソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活 動の支援に当たり、支援策等をとりまとめた 指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認 証する基準は、前項の指針等において定め るものとする。









ソーシャルファームとは?

Social Firm

一般的な企業と同様に**自律的な経営**を行いながら、 就労に困難を抱える方が、必要なサポートを 受け、他の従業員と共に働いている社会的企業の ことです。

「ソーシャルファーム」は、1970年代にイタリアで誕生 しました。海外においては、「ソーシャルファーム」と 呼ばれる社会的企業が多数存在しており、現在では、 ドイツ、イギリス、フランスなどにも広がり、ヨーロッパ 全体で約10,000社、また韓国でも約3,000社が存在 します。

主に障害のある方など、就労に困難を抱える方が、他の従業員と一緒に仕事をする場として発展しています。

都による認証

東京都は、全国初の「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、基準に適合している事業所を認証しています。

主な認証基準

事業からの収入を主たる財源 として運営(自律的経営) 就労困難者と認められる者を 全従業員の20%以上 かつ3人以上雇用

就労困難者と認められる者が 他の従業員と共に働く

就労困難者と認められる者の実情に応じたサポート等を適切に行うことができる人材等を有していること

運営する経営主体が法人格を 有していること 障害福祉サービスの指定を 受けている事業所ではないこと

- ※「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」等に規定
- ※ 記載の基準は一部であり、その他の基準については、募集要項にてご確認ください
- ※ 就労困難者 … 就労を希望しながら、様々な事由により就労することが困難であり、配慮すべき実情等に応じた支援が 必要な方をいいます

ソーシャルファーム創設の流れと支援

認証ソーシャルファームを目指す事業者や認証された事業者を対象として支援を実施します。



ソーシャルファームを広く 普及するための広報、 認証基準・支援策等を 情報提供

就労に困難を抱える方の 雇用ノウハウを提供 するための **相談**

大学や民間団体等と連携し、 ソーシャルファームを担う **社会起業家等の育成** 事業所の改築・改修費、 設備導入費等に 対して**補助**

創設に必要となる **資金の調達への支援**

就労支援機関等と連携し、 就労に困難を抱える方との マッチング等を支援 就労に困難を抱える方の 雇用・支援に係る経費、

経営の支援に係る経費等

運営費の補助 5年間

経営の専門家によるコンサル ティング、雇用・定着等 に係る相談・助言

______ 公共発注における活用

運営に必要となる **資金の調達への支援**

※ 予備認証 … 事業者が新たにソーシャルファームを創設する場合等において、事業計画等が認証基準に適合して いることを確認の上、事前の認証を受けることができます

認証ソーシャルファームの声



就労に困難を抱え<mark>る方の</mark> 活躍できる場を実現する

きっかけとなった。(中小企業 経営者)



これまでの障害者<mark>雇用な</mark> どの取組から一歩進んだ

先進的取組であり、チャレンジしたい。(特例子会社 経営者)



ダイバーシティ&イ<mark>ンクルー</mark> ジョンに取り組む企業と

して社会的認知度の向上を目指す。 (大企業 人事担当者)